

# 千葉県立柏陵高等学校 いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持することを目的とし、全職員の共通理解のもと、地域住民・家庭その他の関係機関と連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条（学校いじめ防止基本方針）の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 2 いじめの定義 及び基本理念

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。ただし、いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあるので、生徒の表情や様子、周辺の状況等をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめを受けている生徒は、自尊心からいじめを受けているという事実事態を認めたくない場合や無意識のうちに事実を否定している場合があるほか、周囲に心配を掛けたくない、相談することでよりいじめが深刻化するのではないかなど様々な思いや考えから教職員や保護者、友人など誰にも平静を装うことすらある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする<sup>※1</sup>
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※1 いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。例えば、プロレスごっこなど、ふざけあいを装った形態で行われ、教職員の前で加害者がふざけあいを主張し、被害者も同意せざるを得ないまま状況が悪化することなどもある。いじめではないかと違和感を持った事象は、当事者が否定したとしても早計にいじめではないと判断するのではなく、むしろ違和感を持った行為をやめさせながら、状況を注視し、必要に応じて指導をすることが大切である。

これらの「いじめ」の中には、触法行為として取り扱い、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携した対応を取る。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

よって、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにしなければならない。

### 3 学校いじめ対策組織

いじめ防止対策推進法第22条に規定されている「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」として「いじめ対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、いじめ対策の中核となる組織として、いじめに関する情報を共有し組織的に対応する。特に、いじめかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、そのためにも、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えは1人で抱え込まず、委員会に報告・相談することが重要である。

#### 【委員会の概要】

##### (1) 委員会の役割

- ア いじめ防止のための企画運営
- イ いじめの相談通報の窓口
- ウ いじめに係る情報の収集と記録
- エ いじめへの対応
- オ 保護者・地域への広報、啓発活動
- カ 取組に対する点検・評価

##### (2) 構成員

組織の役割が多岐にわたるため、固定的なものではなく、次のように、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応する。

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定  
企画運営委員（校長、教頭、事務長、部長、主任）及び必要に応じて、保護者代表、生徒代表、カウンセラー、警察等
- イ 日常的な業務を行う事務局  
生徒指導部及び教育相談係、養護教諭
- ウ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議  
校長、教頭、生徒指導主事、事務局職員、関係学年主任、担任、副担任、関係学年の職員、その他必要に応じて、部活動顧問、カウンセラー等

### 4 いじめの未然防止

いじめへの対策で最も大切なことは、生徒を健全に育てていくことで「未然防止」を図ることである。

このことは、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律ある環境の中で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

そこで、次のように「居場所づくり」や「絆づくり」を行い、全ての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していけるようにする。

また、このような取組を前提として、道徳教育、法教育の充実、「命を大切にするキャンペーン」など生徒の実態に応じた取組を推進する。

#### (1) 「居場所づくり」について

生徒にとって、学級や学年、学校が安心・安全に学校生活を送ることができる「場」となるようにする。具体的には次のようなことを行う。

ア 授業規律を確立した上で「分かる授業」を展開し基礎的な学力を身につけさせる。

授業時間は学校で過ごす時間の中で一番長く生徒に与える影響は大きい。そこで、授業規律を確立した上で分かる授業づくりを進め、すべての生徒が主体的に参加・活躍できる授業を行う。

生徒にストレスをもたらす最大のストレスは、友人関係にまつわる嫌な出来事、勉強にまつわる嫌な出来事、過度の競争意識などであり、いじめを誘発する原因ともなっている。学力に対する自信のなさ、それに伴う消極的な態度（居眠り、指名されることへの恐怖心、間違った答えをすることへの不安、私語）、ひやかし・からかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす。学力の低下はさらなる学力への自信のなさを生むという悪循環を形成し、生徒指導上の問題にもつながっていく。規律ある環境の中で自他を認め合い、意欲が力を、力が意欲を生む好循環を形成するようにしなければならない。

イ 職員間のコミュニケーションの活性化を図り指導事項の共通認識を持つ。

職員が互いの授業やホームルーム、「道徳」を学ぶ時間（年間指導計画参照）、特別活動等を参観し合う機会をつくり、教科指導、生徒指導をはじめ様々な観点から互いの実践を参考にし合うようにし、学校として一貫して指導していくべき事柄について共通認識を持つようにする。

#### (2) 「絆づくり」について

生徒同士と一緒に活動することを通して互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるようにすることが「絆づくり」である。それは、教師主導の「適応訓練」「スキル訓練」「やらせ」で獲得するものではなく、生徒自らが獲得していくものである。このため、すべての生徒が主体的に活躍できる場を準備しなければならない。具体的には、次のようなことを行う。

ア 生徒同士で話し合う時間を確保する。

生徒同士で話し合う場を短時間でも確保することで全員が参加できるようにする。一部の生徒の進行だけで残りは取り残されている状況にしたり、活動を生徒に丸投げすることはしない。生徒の社会性は発達途中なので、放任の姿勢では一部の生徒のみが主体的に取り組むだけの活動になりかねない。グループの組み合わせ、取り組む課題のレベル、話し合った結果の活用など入念な計画を立て実施する。

### 《留意点》

教師の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることもあるので注意しなければならない。「いじめられる側にも問題がある」かのような認識や言動を示すことは、いじめている生徒やまわりで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することになるので注意を要する。

例えば、暴力傾向が顕著であり学級内で他の生徒の大きな圧力となっている生徒への対応において、担任が当該生徒に懐柔するように接し続ける場合がある。このような状況でいじめが発生した場合（当該生徒が加害者）、いじめの被害者は担任と当該生徒の関係を十分理解しており、学級経営を表面上維持するために、問題のある生徒の問題行動に一定の譲歩を行い、むしろ主導権を生徒に握られた状態で、いじめとなる行為を目のあたりにしても、注意を行わず、結果的にいじめに同調したり、加担したりする場合がある。表面を繕う対応ではなく、周囲に協力を求め、組織として毅然として対応することが重要である。

### (3) 法教育の充実について

法教育の視点から、いじめ問題を考える取組を推進する。具体的には、被害者の視点からいじめを人権問題と考え、差別など不当な扱いについて「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身につけさせるとともに、加害者の視点では、いじめの行為により発生する法的な責任を実例をもとに学習する。

## 5 いじめの早期発見

日頃から生徒理解に努め、生徒の小さな変化にも注意する。気になる変化が見られた場合、迅速に情報を収集し職員や保護者等と情報を共有し必要な体制を整え対応する。

なお、暴力については学校全体で「見つけたらすぐに止める」「速やかに対応する」ということが原則である。

重大事案に至ったいじめの多くは、誰1人気づかなかったと言うよりも、そうしたささいな情報を放置したり、問題ではないと判断した結果、深刻化している。よって、次のような取組により積極的に情報を得る体制をつくる。

- 出席を取る際、生徒の顔を見て声を聴く
- 学級日誌でクラスの様子を知る
- 個人ノートや生活ノート等を活用する
- 保健室の様子を養護教諭聞く
- 家庭での様子を保護者に聞く
- 生活アンケートを実施する
- 個人面談を実施する

### 《留意点》

- ・ 定例の調査では、調査実施後に起きた行為は把握できなくなることや、記名式のアンケートには素直に答えないこともあるので常日頃から生徒の様子に気を配る。
- ・ 生徒が教職員に相談に来た場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないようにする。
- ・ いじめについて相談や通報をすることは適切な行為であり、いわゆる「チクリ」と呼ばれる卑怯な行為ではないことを周知する。
- ・ 相談箱を設置したり、相談電話等を周知する。

## 【相談窓口】

### ① 内相談窓口

いじめ対策委員（校長，教頭，事務長，生徒指導主事，総務主任，教務主任，情報部長，進路指導主事，管理保健部長，学年主任，教育相談係，養護教諭）

### ② 校外相談窓口

- ・「子どもと親のサポートセンター電話相談窓口」  
フリーダイヤル 0120-415-446（県内のみ），  
電子メールアドレス：saposoudan@chiba-c.ed.jp  
ファクス番号：043-207-6043
- ・「子どもの人権 110 番」千葉地方法務局 人権擁護課（千葉市中央区中央港 1-11-3）  
フリーダイヤル 0120-007110（月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分）

## 6 いじめに対する対処

いじめの疑いのある行為が発見された場合、「委員会」に報告する。「委員会」はいじめとして対応すべきかどうか判断する。そのため、事実関係の把握を確実に行う。いじめであると判断されたら、生徒のケア，指導など問題の解消まで「委員会」が責任を持つ。ただし，学校では十分な対応ができない場合や，いじめが触法行為として取り扱われるべきものと認められる場合は所轄警察署等に通報し援助を求める。

問題解決に当たっては次の点に注意する。

- 一面的な解釈で対処しない※<sup>2</sup>
- プライバシーを守る
- 迅速に保護者に連絡をするとともに，正確に丁寧な説明を行い隠蔽や虚偽の説明を行わない※<sup>3</sup>
- 教育的な配慮のもとでケアや指導を行うようにする
- 個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされるようにする
- 組織としての対応を行う

※<sup>2</sup> 事実認定には細心の注意が必要である。和解させることを優先するあまり，無意識のうちに大きな流れを無視し，双方に問題があったとして，「喧嘩両成敗」のように問題の落としどころを見誤るおそれがある。このことは，いじめの被害者に追い打ちをかけるような精神的ダメージを与え，加害者からは真の反省の機会を奪い，保護者には不信を残すことになる。個々のいじめ事案における問題の本質を捉え，安易な解決方法に陥らないよう留意しなければならない。

※<sup>3</sup> 例えば，事実を伝えることで，被害者側が激高し，和解が困難となったり，学校の責任を迫及したりすることが容易に予想されることを理由に，説明を曖昧にしたり，聞かれなかったから言わなかった等の対応をとると，結局は，保護者の信頼を得ることができなくなる。学校は，いじめ問題の解決のため，事実関係を整理し，正面から誠実に対応しなければならない。

### 《留意点》

#### (1) 被害生徒に対して

いじめの被害者に対しては，徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝えたり，今後の対応について説明する等，被害者の心情に配慮した対応をする。また，加害

者から不当な圧力がかからないよう配慮する。

スクールカウンセラーの活用, 担任及び教育相談係等と連携した定期的な面談等, 全職員で被害者の行動を見守る体制をつくる。

(2) 加害生徒, 周辺生徒に対して

加害生徒や周辺生徒への聞き取り調査に当たっては, 事実を把握してから間を空けず, 複数職員で同時に聴取した後, 記録を確認し事実を確定する。その際, 聴取場所, 休憩, 食事, 教職員の言動等, 生徒に配慮した方法をとる。

調査結果については, 被害生徒及びその保護者へ情報提供する。また, 加害生徒及びその保護者へいじめの事実を連絡し, 学校の対応等を説明するとともに, いじめについての理解を得る。指導後も, 集団の一員としての自覚や互いに認め合う姿勢等について適宜観察する。

いじめを見ていた生徒に対しても, 自分の問題として捉えるよう, 「道徳」を学ぶ時間等を活用し指導を行う。

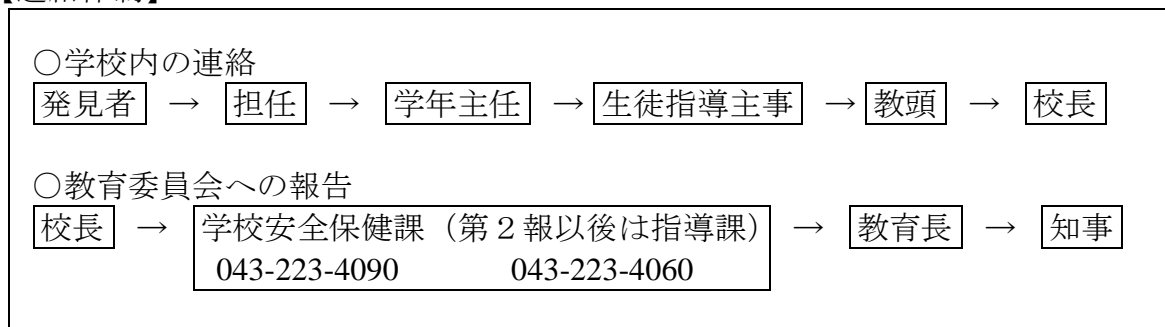
## 7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は, 直ちに, 県教育委員会に報告するとともに「委員会」を招集し調査を開始する。また, 必要に応じて, 警察等関係機関に通報し連携をとる。

### ※重大事態

重大事態とは, 生徒が自殺を企画した場合, 身体に重大な障害を負った場合, 金品等に重大な被害を被った場合, 精神性の疾患を発症した場合等などである。生徒, 保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったときは, その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても, 重大事態が発生したのものとして報告・調査に当たる。

### 【連絡体制】



### 《留意点》

事実関係の調査に当たっては, いじめを生んだ背景事情, 生徒の人間関係, 職員の対応等について, 客観的な事実関係を速やかに調査する。この際, 安易に因果関係の特定をしない。

学校はたとえ不都合なことがあったとしても, 事実をしっかり向き合うとともに, 積極的に資料を提供し, 調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組むようにする。

いじめられた生徒からの聞き取りに当たっては, いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。また, いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い, 落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合, 生徒の保護者の説明, 意見, 要望を十分に聴取する。

## 附則

(1) この基本方針は, 平成26年4月1日から施行する。

(2) この基本方針は, 平成27年1月26日から改訂, 施行する。